

- IAP3. 第二波を踏まえた救急体制の確認
 - IAP4. 第二波を踏まえた救命救急センターとの連絡体制確認、消防との情報共有
 - IAP5. 第二波を踏まえたワクチンの確保
- ICS5. 地域関係機関との連携確保
- IAP1. 教育機関、市町村教育委員会と、流行状況に関する情報共有
 - IAP2. 社会福祉施設と、流行状況に関する情報共有
- ICS6. 保健所内の総務機能
- IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの閉鎖
 - IAP2. 庁舎管理
 - IAP3. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）
 - IAP4. 関係記録の整理
- ICS7. 管外関係機関との関係構築
- IAP1. 第二波を踏まえ、消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

《海外発生期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

海外において、新たなインフルエンザ（感染症）が発生し、WHOによるフェーズ4宣言を受け、政府対策本部を設置した時期

【主な対応目標】

1. 保健所内の指揮命令系統の確立
2. 保健所外（総合）対策本部等との連携体制の確認
3. 情報収集（海外での発生状況、ウィルスの特徴等）の体制を強化
4. 保健所による相談体制の整備
5. 地域医療機関等との情報共有と連携体制の確立
6. 地域関係機関等との情報共有と連携体制の確立
7. 保健所の事業継続に関する体制整備
8. 保健所管外の関係機関との調整準備

ICS1. 保健所内の指揮系統の確認

IAP1. 新たな感染症の流行を踏まえた関係職務の抽出

－新たな感染症の情報を解析し、想定される職務の抽出及び整理を行う。

IAP2. 全職員に対する感染症の基本的知識と対策に関する教育

－全ての職員のシフト対応が可能になるように、感染症及び感染対策の基礎知識に関する研修を行う。

－患者搬送や検体採取、搬送に備えて、全職員のPPE着脱訓練を行う。

－海外で発生した新たな感染症について、それまでの知見と今後の流行予測について全職員が情報共有を図る。

IAP3. 業務継続計画（BCP）の確認、現状にあわせた調整

－IAP1に基づき、BCPの運用を確認し、新たな感染症の性質や流行傾向にあわせて調整を行う。

《参考資料1》 非常時優先業務一覧表

《参考資料2》 非常時優先業務一覧表の記入方法

IAP4. 職員の職務及び職能に応じた役割分担の決定

－IAP1に基づき、職員の職能を勘案した役割分担を行い、周知する。

《参考資料3》 業務総括表

IAP5. 文書整理や物資補給の専任部門の確保 → ICS6

－地域発生早期、地域感染期に、技術系職員の業務が逼迫することを想定し、感染症部門と文書を共有して整理に携わると共に、現状からの保健所の活動を記録したり、物資の補給をする専任部門を保健所内に確保する。

IAP6. 主管部局との連携による指揮命令機能の確認

－本庁主管部局と指揮命令系統について確認及び共通認識を構築しておく。

ICS2. 保健所外の指揮命令機能（地域対策本部、市町村等）との連携による体制整備

IAP1. 県の行動計画に基づいた地域対策本部、主管部局との連携構築

－地域対策本部と連絡体制及び指揮命令系統の確認を行う。

IAP2. 地域対策本部関係者との当該感染症に関する情報共有

－海外の知見をもとに、当該感染症流行に伴う社会機能影響について想定し、対応方法を含めて情報共

有を図る。

IAP3. 地域医療関係者（郡市医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等）との連携構築

- －海外の知見をもとに、当該感染症流行の経過により対応が必要な医療体制について想定し、各の局面で必要となる医療資源（人的、施設的、物的）や医薬品等の供給体制について情報共有を図る。

IAP4. 市町村及び市町村教育委員会との連絡体制の確保

- －市町村の健康担当部局と連絡体制について確保する。
- －海外の知見をもとに、市町村教育委員会と学校サーベイランスの体制を整備する。

IAP5. 他所属職員、市町村職員等への感染症の基本的知識と対策に関する教育

- －地域対策本部を構成する職員に対して、感染症及び感染対策の基礎知識に関する研修を行う。
- －海外の知見をもとに、市町村の健康担当職員と当該感染症の性質と対応策について情報共有を行う。

IAP6. 地域住民への情報（海外における感染症の発生状況、ウィルスの性質等）発信（市町村との連携を含む）

- －保健所の広報を利用して、当該感染症について、現時点で判明している知見の周知を行う。
- －市町村の広報を利用して、当該感染症に関する知識や防護策の啓発を行う。

ICS3. 保健所による直接対応

IAP1. 帰国者・接触者相談センターの設置（所外を含めて検討する）

- －専用回線を設定して、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- －海外の知見をもとに、帰国者・接触者相談センターのQ&Aを作成する。
- －検疫所で配布した質問票、健康カード等の取り扱いについて相談対応を行う。
- －国内の流行に備え、保健所外に帰国者・接触者相談センターの要員を確保する（退職保健師や在宅看護師等）。

IAP2. 一般相談体制の構築（コールセンターなど所外に設置することを原則とする）

- －一般相談のためのコールセンターを設置する。
- －海外の知見及び感染症の基礎知識を踏まえて、コールセンター用のQ&Aを作成する。
- －コールセンター相談員の教育体制を構築する。

IAP3. 症例定義を踏まえた積極的疫学調査の準備

- －海外の知見を踏まえ、積極的疫学調査票を見直し担当者に周知する。

IAP4. 地域医療機関との早期サーベイランス体制の構築、情報収集

- －海外の知見をもとに、ある程度の症例定義を行い、郡市医師会と協議して早期サーベイランス体制を整備する。

ICS4. 地域医療機関との連携体制確保

IAP1. 医療機関及び関連機関と、情報共有のための定期的協議の継続

- －地域医療会議を定期的に開催し、海外における発生状況や当該感染症に関する新たな知見など、情報を共有する。

IAP2. 地域発生時の医療体制（帰国者・接触者外来、一般医療機関の受け入れ体制等）について継続的情報収集

- －管内に設置される帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、一般医療機関について、患者動線や感染対策について確認し、情報収集を行う。

IAP3. 地域医療体制を踏まえた救急体制の整備

－管内の救急病院、入院協力病院における救急応需状況を確認する。

IAP4. 重症患者入院医療機関の把握

－管内の救急病院、入院協力病院等の人工呼吸器の数や使用状況を把握する。

IAP5. 救命救急センターとの連絡体制確認及び地域医療機関、消防との情報共有

－海外の知見をもとに救命救急センターへ搬入が必要になる症例の整理を行う。

－対応が必要なケースについて、消防機関と情報共有を行う。

IAP6. ワクチンの製造状況に関する情報収集、ワクチン接種に関する医師会との協議

ICS5. 地域関係機関との連携確保

IAP1. 教育機関、市町村教育委員会との連携確認

－海外の知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行の可能性を踏まえて、患者が発生した場合の連絡体制について確認を行う。

－国内流行の可能性を踏まえて、患者の出席停止、兄弟への対応等について確認を行う。

IAP2. 社会福祉施設との連携確認

－海外の知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行の可能性を踏まえて、患者が発生した場合の連絡体制について確認を行う。

－国内流行の可能性を踏まえて、患者の隔離、家族から患者が発生した場合の対応等について確認を行う。

IAP3. 消防機関との患者搬送に関する連携協議

－海外の知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－海外の知見をもとに、患者搬送のルール及び注意点について確認を行う。

IAP4. 地域内企業における意識啓発

－海外の知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－BCP を作成していない企業に、BCP の作成を促す。

ICS6. 保健所内の総務機能

IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの確保

－国内流行の可能性を踏まえて、一般回線とは別に、感染症に関する主管部局や関係機関と連絡を取るための電話回線（ホットライン）を設置する。

IAP2. 庁舎管理

－国内流行の可能性を踏まえて、庁舎内の感染対策を確認する。

－地域内流行が拡大する場合に備えて、感染対策備品、非常用食品、仮眠用備品等の確保を行う。

IAP3. 相談体制の所外設置に関する事務

－コールセンターを設置するための場所の確保、回線の確保、人員（雇用）の確保を行う。

IAP4. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）

－職員の健康状態のチェックを行う。

－必要に応じ、職員に保健所が確保していた感染対策用品を配布する。

ICS7. 管外関係機関との関係構築

IAP1. 広域感染を想定した他自治体との連携体制確保

－国内発生における疫学調査が圏外に及ぶことを想定し、調査のルール等について主管部局と整理・確

認を行う。

IAP2. 消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

－ドクターへリ等が必要になる状況や、使用する場合の感染対策等について消防部局と確認を行う。

IAP3. 地域内及び隣接地域の民間救急車の実態把握

－地域内及び隣接地域に感染症対策が可能な民間救急車がどれだけあるか実態を把握し、連絡体制について確認を行う。

《参考資料4》 大規模感染症対策（新型インフルエンザ対策）の政府の実施体制（発生前後）

《参考資料5》 大規模感染症（新型インフルエンザ対策）対策の対応時期別の県及び地域における組織体制

《地域未発生期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

国内で患者の発生があったが、当該保健所の都道府県では、新型インフルエンザの患者が発生していない時期

【主な対応目標】

1. 保健所内の指揮命令系統の確認
2. 保健所外（総合）対策本部等との連携による体制整備
3. 情報収集（国内での発生状況、ウィルスの特徴等）の体制を強化
4. 保健所による相談体制の整備
5. 地域医療機関等との情報共有と連携体制の確保
6. 地域関係機関等との情報共有と連携体制の確保
7. 保健所の事業継続に関する体制整備
8. 保健所管外の関係機関との調整

ICS1. 保健所内の指揮系統の確認

IAP1. 新たな感染症の流行を踏まえた関係職務の抽出

－新たな感染症の情報を解析し、国内発生の状況及び知見を加えて、想定される職務の抽出及び整理を行う。

IAP2. 国内の知見に基づき、全職員に対する感染症の基本的知識と対策に関する教育

－国内で得られた知見や今後の流行予測について、全職員が共有するように情報提供を行う。

IAP3. 業務継続計画（BCP）の確認、現状に合わせた調整

－IAP1に基づき、BCPの運用を確認し、新たな感染症の性質や国内の流行傾向に合わせて調整を行う。

IAP4. 職員の職務及び職能に応じた役割分担の決定

－IAP1に基づき、職員の職能を勘案した役割分担を再度整理し、周知する。

IAP5. 文書整理や物資補給の専任部門の確保 → ICS6

－保健所内に設置した、保健所の活動を記録する専任部門による記録を開始する。

IAP6. 主管部局との連携による指揮命令機能の確認・確保

－本庁主管部局と国内の状況及び発生時の対応について共通認識を持つ。

ICS2. 保健所外の指揮命令機能（地域対策本部、市町村等）との連携による体制整備

IAP1. 県の行動計画に基づいた地域対策本部との連絡体制の確保、及び指揮命令機能の確認

- －国内の流行を踏まえ、地域対策本部設置時期及び連携体制を確認する。
- －地域対策本部の構成組織毎の担当者等、連絡体系と指揮命令系統を確認する。

IAP2. 国内の知見に基づき、地域対策本部関係者との当該感染症に関する情報共有

- －地域対策本部の構成組織員に対し、国内の流行状況から得られた知見について情報を提供し、共有化を図る。

IAP3. 地域医療関係者（郡市医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等）との情報共有・連携構築

- －国内の流行状況を踏まえ、圏域での流行発生に伴い必要となる医療資源、医薬材料品等について想定し、地域医療関係者と情報共有を行う。

IAP4. 市町村及び市町村教育委員会に対する情報提供・専門的助言・連絡体制の確保

- －市町村の健康担当部局との連絡体制としてホットラインを位置づける。
- －国内の流行に関する知見をもとに、市町村教育委員会と学校サーベイランスの体制を開始する。

IAP5. 国内の知見に基づき、他所属職員、市町村職員等への感染症の基本的知識と対策に関する教育

- －地域対策本部を構成する職員に対して、当該感染症の国内流行を踏まえた情報提供を行う。
- －国内流行から得られた知見をもとに、市町村の健康担当職員と当該感染症の性質と対応策について情報共有を行う。

IAP6. 地域住民への情報（海外における感染症の発生状況、国内の発生状況、症状、ウィルスの性質、感染対策等）発信（市町村との連携を含む）

- －保健所の広報を利用して、当該感染症について、現時点で判明している知見の周知を行う。
- －市町村の広報を利用して、当該感染症に関する知識や防護策の啓発を行う。

ICS3. 保健所による直接対応

IAP1. 帰国者・接触者相談センターの設置（所外を含めて検討する）、担当保健師等の情報共有

- －帰国者・接触者相談センターの役割と専用番号について周知する。
- －国内流行による知見をもとに、帰国者・接触者相談センターの Q&A を作成する。
- －圏域での流行に備え、保健所外に帰国者・接触者相談センターの要員を確保する（退職保健師や在宅看護師等）。

IAP2. 一般相談体制を構築（所外に設置することを原則とする）し、Q&A を作成して相談対応者の教育及び対応水準の確保

- －一般相談コールセンターの役割と存在を周知する。
- －国内流行による知見及び感染症の基礎知識を踏まえて、コールセンター用の Q&A を作成する。
- －コールセンターの回線及び相談員増員について準備する。

IAP3. 症例定義を踏まえた積極的疫学調査票の作成・準備

- －国内流行による知見を踏まえ、積極的疫学調査票を見直し担当者に周知する。

IAP4. 地域医療機関との早期サーベイランス体制の構築、情報収集

- －国内流行による知見をもとに、具体的な症例定義を行い、都市医師会と協議して早期サーベイランス体制を整備する。

ICS4. 地域医療機関との連携体制確保

IAP1. 医療機関及び関連機関と、情報共有のための地域医療会議の開催

- －地域医療会議を定期的に開催し、国内の発生状況や当該感染症に関する新たな知見など、隨時、最新

の情報を共有する。

IAP2. 地域発生時の医療体制（帰国者・接触者外来、一般医療機関の受け入れ体制等）について継続的情報収集

－管内に設置される帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、一般医療機関について、患者動線や感染対策について確認し、当該時点での情報を収集・整理する。

IAP3. 地域医療体制を踏まえた救急体制の整備

－管内の救急病院、入院協力病院における救急応需状況を隨時把握する体制を整備する。

IAP4. 重症患者入院医療機関との患者受け入れに関する協議

－管内の救急病院、入院協力病院等において、重症患者を受け入れた場合の対応について協議する。

IAP5. 救命救急センターとの連絡体制確認及び地域医療機関、消防との情報共有

－国内流行による知見をもとに、救命救急センターへ搬入が必要になる症例の整理を行う。

－救急対応が必要なケースについて、消防機関と情報共有を行う。

IAP6. ワクチンの製造状況に関する情報収集、ワクチン接種に関する医師会との協議

－国内ワクチンの製造状況について把握すると共に、必要に応じ輸入ワクチンについても情報収集を行う。

－国内の流行状況によって、ワクチンの集団接種を想定し、該当年代の人数をもとに具体的な接種法について検討する。

ICS5. 地域関係機関との連携確保

IAP1. 教育機関、市町村教育委員会と、有症者発生時の連携確認

－国内流行による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行による知見をもとに、患者が発生した場合の連絡体制の整備を行う。

－国内流行による知見をもとに、患者の出席停止、兄弟への対応、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等について整理する。

IAP2. 社会福祉施設と、有症者発生時の連携確認

－国内流行による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行による知見をもとに、患者が発生した場合の連絡体制の整備を行う。

－圏域内流行の可能性を踏まえて、患者の隔離、家族から患者が発生した場合の対応、施設の利用停止及び運用停止等について整理する。

IAP3. 消防機関との患者搬送に関する連携協議

－国内流行による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行による知見をもとに、患者搬送のルール及び注意点について確認を行う。

IAP4. 地域内企業における意識啓発、国内知見の情報共有

－国内流行による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

－国内流行の経過を踏まえて、BCPを作成していない企業に、BCPの作成を強く促す。

ICS6. 保健所内の総務機能

IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの確保

－国内流行の状況を踏まえて、一般回線とは別に、感染症に関する主管部局や関係機関と連絡を取るための電話回線（ホットライン）を設置する。

IAP2. 庁舎管理

－国内流行の知見を踏まえて、庁舎内の感染防御対策を確認する。

－地域内流行が拡大する場合に備えて、感染対策備品、非常用食品、仮眠用備品等の確保を行う。

IAP3. 相談体制の所外設置に関する事務（人員確保、場所・通信ラインの確保）

－コールセンターの運営に関する庶務を行う。

IAP4. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）

－職員の健康状態のチェックを行う。

－必要に応じ、職員に保健所が確保していた感染対策用品を配布する。

IAP5. 関係記録の作成

－国内における流行の状況と共に、保健所の対応全般について記録を作成する。

ICS7. 管外関係機関との関係構築

IAP1. 広域感染を想定した他自治体との連携体制確保

－国内発生における疫学調査が圏域外に及ぶことを想定し、主管部局と共に疫学調査の方法について整理する。

IAP2. 消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

－ドクターへリ等の具体的な運用について、消防部局と確認を行う。

IAP3. 地域内及び隣接地域の民間救急車の実態把握

－地域内及び隣接地域に感染症対策が可能な民間救急車がどれだけあるか実態を把握し、連絡体制について整理を行う。

《地域発生早期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

当該保健所の存在する都道府県で、新型インフルエンザの患者が発生しているが、都道府県内における全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

【主な対応目標】

1. 保健所内の指揮命令系統に基づく事務実施
2. 保健所外(総合)対策本部等との連携による対策の実施
3. 情報収集（国内での発生状況、ウィルスの特徴等）の遂行
4. 円滑な相談体制の整備
5. 地域医療機関等との情報共有と連携
6. 地域関係機関等との情報共有と連携
7. 保健所の事業継続
8. 保健所管外の関係機関との連携

ICS1. 保健所内の指揮命令系統の確認

IAP1. 新たな感染症の流行を踏まえた関係職務の抽出、実施体制の準備

－抽出した感染症関係職務について、具体的な実施体制を整備し、順次対応する。

IAP2. 地域の発生状況に基づき、全職員に対する感染症の基本的知識と対策に関する教育

－国、都道府県及び地域内の発生状況について、当該感染症の性質を含めて職員に情報提供し、共通

認識を得る。

IAP3. 業務継続計画（BCP）の確認、現状に合わせた調整、実施

－地域の発生を踏まえて、BCPに基づき、順次職務の調整を行う。

IAP4. 職員の職務及び職能に応じた役割分担の決定

－IAP1に基づき、職員の職能を勘案した役割分担によって職務を遂行する。

IAP5. 文書整理や物資補給の専任部門による体制整備 → ICS6

－専任部門が文書整理や物資補給の業務を行う。

－専任部門が地域内の発生状況や保健所の対応を記録する。

IAP6. 主管部局との連携による指揮命令機能の確認・確保

－地域の状況について、本庁主管部局に情報提供すると共に、発生状況に応じた迅速な協議・対応を行う。

ICS2. 保健所外の指揮命令機能（地域対策本部、市町村等）との連携による体制整備

IAP1. 県の行動計画に基づいた地域対策本部における役割遂行、連携構築

－都道府県及び圏域内での発生状況を踏まえ、地域対策本部の設置に協力する。

－地域対策本部において、社会機能維持について必要事項を他部局と整理し、対応する。

IAP2. 地域の発生状況に基づき、地域対策本部関係者との当該感染症に関する情報共有

－地域対策本部の構成組織員に対し、国、都道府県、圏域内の発生状況から得られた知見について情報を提供し、共有化を図る。

IAP3. 地域医療関係者（都市医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等）との情報共有・連携構築

－国、都道府県内の流行状況を踏まえ、圏域での発生に伴い必要となる医療資源、医薬材料品等について地域医療関係者と情報を共有し、確保に努める。

IAP4. 市町村及び市町村教育委員会に対する地域の発生に関する情報提供・サーベイランス連絡体制の確保

－圏域内の発生を把握するために、市町村教育委員会と学校サーベイランスを開始する。

IAP5. 地域の発生状況に基づき、他所属職員、市町村職員等への感染症の基本的知識と対策に関する教育

－地域対策本部を構成する職員に対して、当該感染症の都道府県及び圏域内発生に関する情報提供を行う。

－これまでの発生から得られた知見をもとに、市町村の健康担当職員と当該感染症の性質と対応策について情報共有を行う。

IAP6. 地域住民への情報（海外における感染症の発生状況、国内の発生状況、地域の発生状況、症状、ウィルスの性質、感染対策等）発信（市町村との連携を含む）

－保健所の広報を利用して、当該感染症について、現時点で判明している知見の周知を行う。

－市町村の広報を利用して、当該感染症に関する注意喚起や防護策の啓発を行う。

－市町村に対して、催物、興行場等不特定多数者が集まる行事・営業による当該感染症の影響について情報を提供する。

ICS3. 保健所による直接対応

IAP1. 帰国者・接触者相談センターの運営、担当保健師等の情報共有、Q&A の作成

－帰国者・接触者相談センターの役割と専用回線について周知する。

－これまでの発生による知見をもとに、帰国者・接触者相談センターの Q&A を作成する。

－必要に応じ、帰国者・接触者相談センターの要員を確保する（退職保健師や在宅看護師等）。

IAP2. 所外における一般相談体制を運営し、最新の知見に基づく Q&A を作成しての見直しを行い相談対応者の教育及び対応水準の確保

－一般相談用コールセンターの役割と存在を周知する。

－これまでの発生による知見及び感染症の基礎知識を踏まえて、コールセンター用の Q&A を作成する。

－必要に応じ、コールセンターの回線及び相談員を増加する。

IAP3. 地域の発生に即して、国内の症例定義を踏まえ、積極的疫学調査の実施

－症例定義に基づき、該当者に対し積極的疫学調査を実施する。

IAP4. 地域医療機関との早期サーベイランス体制の構築、情報収集

－症例定義に基づき、圏域内感染者が発生した場合は感染症法に基づく届出を受理する。

　　《様式 1》 感染症発生動向調査（インフルエンザ定点）

－（当該感染症が感染症法に基づく届出感染症でない場合、または国内流行や病原性によって届出が必要ではなくなった場合）

　　症例定義に基づき、病院、都市医師会と早期サーベイランスを開始する。

　　《様式 2》 地域のインフルエンザ流行状況の情報提供について

　　《様式 3》 インフルエンザによる入院患者の報告

IAP5. 火葬応需体制の確認

－国内流行における重症化の状況に応じて、圏域内の火葬場の能力を把握する。

ICS4. 地域医療機関との連携体制確保

IAP1. 医療機関及び関連機関と、情報共有のための地域医療会議の随時開催

－地域医療会議を随時開催し、国、都道府県、圏域内の発生状況や当該感染症に関する新たな知見など、最新の情報を共有する。

IAP2. 帰国者・接触者外来の状況確認、問題点への対応、一般医療機関の受け入れ準備に関する情報提供

－管内に設置される帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、一般医療機関について、患者動線や感染対策について確認し、当該時点での情報を収集・整理する。

IAP3. 地域医療体制を踏まえた救急体制の確保

－管内の救急病院、入院協力病院における救急応需状況を随時把握する。

IAP4. 重症患者入院医療機関との患者受け入れに関する協議

－管内の救急病院、入院協力病院等において、重症患者を受け入れた場合、事前の協議に基づき、報告の受理やウィルス検査を行う。

IAP5. 死亡患者発生時の取り扱いの整理（検死、解剖等）

－死亡患者が発生した場合の対応について、主幹部局と協議する。

－死亡患者が発生した場合、病歴の整理と共に必要に応じ解剖を行うよう手配する。

IAP6. 救命救急センターとの連絡体制確認及び地域医療機関、消防との情報共有

－国、都道府県、圏域内発生を踏まえて、救命救急センターへ搬入が必要になる症例について、消防機関と情報共有を行う。

IAP7. ワクチンの製造状況を踏まえて、ワクチン接種に関する医師会との協議、接種開始

－国内における流行の傾向を踏まえ、圏域内におけるワクチンの需要を想定する。

－ワクチンの供給体制が整っていれば、国の制度を踏まえて、各医療機関によるワクチン接種を開始す

る。

－ワクチンの供給時期を踏まえて、ワクチンの集団接種を想定し、該当年代の人数をもとに具体的な接種体制の準備を行う。

ICS5. 地域関係機関との連携確保

IAP1. 教育機関、市町村教育委員会と、発生状況に関する情報共有

- －国、都道府県、圏域内発生による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。
- －患者が発生した場合の連絡体制の整備を行う。
- －患者の出席停止、兄弟への対応、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等について整理すると共に、必要に応じ実施するための連携をとる。

《様式4》インフルエンザ施設別発生状況（教育機関）

IAP2. 社会福祉施設と、発生状況に関する情報共有

- －国、都道府県、圏域内発生による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。
- －患者が発生した場合の連絡体制の整備を行う。
- －患者の隔離、家族から患者が発生した場合の対応、施設の利用停止及び運用停止等について整理すると共に必要に応じ実施するための連携をとる。

IAP3. 消防機関との患者搬送に関する連携協議

- －国、都道府県、圏域内発生による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。
- －国、都道府県、圏域内発生による知見をもとに、患者搬送のルールについて整理し確認する。

IAP4. 地域内企業における意識啓発、地域内発生状況に関する情報共有

- －国、都道府県、圏域内流行による知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。
- －BCPを作成をしていない企業に、緊急時対応の体制整備を促す。

ICS6. 保健所内の総務機能

IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの確保

- －当該感染症について主管部局や関係機関と連絡を取るため、ホットラインを一般回線とは区別して維持する。

IAP2. 庁舎管理

- －当該感染症に関する知見を踏まえて、庁舎内の感染対策を確認する。
- －感染対策備品、非常用食品、仮眠用備品等の確保を行う。

IAP3. 所外設置した相談体制に関する維持事務（人員確保、場所・通信ラインの確保）

- －コールセンターの運営に関する庶務を行う。

IAP4. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）

- －職員の健康状態のチェックを行う。
- －特定の職員に過度な負担が発生している場合、他部署からの応援態勢等について所属長と協議を行う。
- －必要に応じ、職員に保健所が確保していた感染対策用品を配布する。

IAP5. 関係記録の作成

- －国、都道府県、圏域内における発生の状況と共に、保健所の対応全般について記録を作成する。

ICS7. 管外関係機関との関係構築

IAP1. 広域感染の発生について他自治体との連携体制確保

- －発生患者グループ、あるいは接触者が圏域外に在住する場合、主管部局を経由して疫学調査に協力す

る。

一発生患者グループ、あるいは接触者が圏域外に在住する場合、主管部局を経由して疫学調査に協力を依頼する。

IAP2. 消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

一必要に応じ、医療機関にドクターへリ等の運用を促す。

IAP3. 地域内及び隣接地域の民間救急車の運用検討

一地域内及び隣接地域に感染症対策が可能な民間救急車がどれだけあるか実態を把握し、連絡体制について運用を検討する。

《地域感染期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

当該保健所の圏域及び都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態

【主な対応目標】

1. 保健所内の指揮命令系統に基づく事務実施
2. 保健所外(総合)対策本部等との連携による対策の実施
3. 情報収集(国内での発生状況、ウィルスの特徴等)の遂行
4. 円滑な相談体制の遂行
5. 地域医療機関等との情報共有と連携
6. 地域関係機関等との情報共有と連携
7. 保健所の事業継続
8. 保健所管外の関係機関との連携

ICS1. 保健所内の指揮命令系統の確認

IAP1. 新たな感染症に関する業務の抽出、実施

一既に整理した感染症関係職務について、順次実施する。

一流行の状況に応じて、必要な感染症対応業務を実施する。

IAP2. 地域の流行状況に基づき、全職員に対する感染症の基本的知識と対策に関する教育

一地域内の流行状況を踏まえて、当該感染症の性質、対応策、注意点等について職員に情報提供し、共通認識を得ると共に、職員の被害を最小にするように努める。

IAP3. 業務継続計画(BCP)の実施

一地域の流行を踏まえて、BCPを発動する。

IAP4. 職員の職務及び職能に応じた役割分担に基づく業務体制の構築

一IAP1に基づき、職員の職能を勘案した役割分担によって職務を遂行する。

IAP5. 文書整理や物資補給の専任部門による所内調整 → ICS6

一専任部門が文書整理や物資補給の業務を行う。

一専任部門が地域内の状況や保健所の対応を記録する。

IAP6. 主管部局との連携による指揮命令機能の維持

一地域の状況について、本庁主管部局に情報提供すると共に、流行の状況に応じた迅速な協議・対応を行う。

ICS2. 保健所外の指揮命令機能(地域対策本部、市町村等)との連携による体制整備

IAP1. 県の行動計画に基づいた地域対策本部における役割遂行、連携

- 都道府県及び圏域内での流行状況を踏まえ、地域対策本部保健福祉班業務を実施する。
- 地域対策本部において、社会機能維持について必要事項を他部局と協議の上、対応する。

IAP2. 地域の流行状況に基づき、地域対策本部関係者との当該感染症に関する情報共有

- 地域対策本部の構成組織員に対し、国、都道府県、圏域内の流行状況から得られた知見について情報を提供し、共有化を図る。

IAP3. 地域医療関係者（郡市医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等）との情報共有・連携

- 圏域での流行を踏まえて、必要な医療資源、医薬材料品等について地域医療関係者と情報を共有し、不足物資については、関係機関との調整を行い確保に努める。

IAP4. 市町村及び市町村教育委員会に対する地域の流行に関する情報提供・専門的助言

- 圏域内の教育機関における流行について、市町村教育委員会と学校サーベイランスを実施して把握すると共に、結果を関係機関に情報提供する。

IAP5. 地域の流行状況に基づき、他所属職員、市町村職員等への感染症の基本的知識と対策に関する教育

- 地域対策本部を構成する職員に対して、当該感染症の性質、流行、対策等に関する情報提供を行う。
- これまでの流行から得られた知見をもとに、市町村の健康担当職員と当該感染症の性質と対応策について情報共有を行う。

IAP6. 地域住民への情報（海外における感染症の流行状況、国内の流行状況、地域の流行状況、症状、ウィルスの性質、感染対策等）発信（市町村との連携を含む）

- 保健所の広報を利用して、当該感染症に関する流行の現状、性質、対策等の周知を行う。
- 市町村の広報を利用して、当該感染症に関する注意喚起や感染対策の啓発を行う。

ICS3. 保健所による直接対応

IAP1. 帰国者・接触者相談センターの運営、担当保健師等の情報共有、Q&A の作成

- これまでの流行による知見をもとに、帰国者・接触者相談センターの Q&A を作成する。
- 必要に応じ、帰国者・接触者相談センターの要員を確保する（退職保健師や在宅看護師等）。

IAP2. 所外における一般相談体制を運営し、最新の知見に基づく Q&A を作成して相談対応者の教育及び対応水準の確保

- 一般相談用コールセンターの役割と存在を周知する。
- これまでの流行による知見及び感染症の基礎知識を踏まえて、コールセンター用の Q&A を作成する。
- 必要に応じ、コールセンターの回線及び相談員を増加する。

IAP3. 地域の発生に即して、必要な患者に対する積極的疫学調査票の実施

- 流行の傾向や感染症の性質を踏まえ、必要な患者には積極的疫学調査を実施する。

IAP4. 地域医療機関とのサーベイランス体制の構築、情報収集

- 症例定義に基づき、圏域内感染者が発生した場合は感染症法に基づく届出を受理する。
- （当該感染症が感染症法に基づく届出感染症でない場合、または国内流行や病原性によって届出が必要ではなくなった場合）

症例定義に基づき、病院、郡市医師会とサーベイランスを開始する。

- 流行の状況に応じて、医療機関サーベイランスを中止し、通常の定点サーベイランスに移行させる。

IAP5. 火葬応需体制の確認

- 当該感染症の重症化の状況に応じて、圏域内の火葬場における火葬実施の調整を行う。

—圏域内の火葬場の能力を超える死亡者が発生する場合は、主管部局と協議の上、広域火葬の調整を行う。

ICS4. 地域医療機関との連携体制確保

IAP1. 医療機関及び関連機関と、情報共有のための地域医療会議の定期的開催

—地域医療会議を隨時開催し、国、都道府県、圏域内の流行状況や当該感染症に関する重症化例など、最新の情報を共有する。

IAP2. 帰国者・接触者外来の状況確認、一般医療機関の受け入れ支援

—管内に設置される帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、一般医療機関について、患者動線や感染対策について確認し、現状を把握する。

—流行の状態を踏まえ、主管部局との協議の上、帰国者・接触者外来を閉鎖する。

IAP3. 地域医療体制を踏まえた救急体制の確保

—管内の救急病院、入院協力病院における救急応需状況を総合医療情報システムにより、毎日把握する。

IAP4. 重症患者入院医療機関との患者受け入れに関する協議

—管内の救急病院、入院協力病院等において、重症患者を受け入れた場合、事前の協議に基づき、報告の受理やウィルス検査を行う。

IAP5. 死亡患者発生時の対応（検死、解剖等）

—死亡患者が発生した場合、主幹部局に報告する。

—死亡患者が発生した場合、病歴の整理と共に必要に応じ解剖を行うよう手配する。

IAP6. 救命救急センターとの連絡体制確認及び地域医療機関、消防との情報共有

—これまでの流行による知見を踏まえて、救命救急センターへ搬入が必要になる症例について、消防機関と情報共有を行う。

IAP7. ワクチンの供給状況を踏まえ集団接種の実施

—ワクチンの供給体制及び国の制度を踏まえて、各医療機関によるワクチン接種を開始する。

—ワクチンの供給状況を踏まえて、優先順位をつけてワクチンの集団接種を支援する。

ICS5. 地域関係機関との連携確保

IAP1. 教育機関、市町村教育委員会と、流行状況に関する情報共有

—圏域内の流行状況及び感染対策等に関する情報提供を行う。

—学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等が発生した場合、状況把握と共に必要に応じて積極的疫学調査等を行って支援する。

IAP2. 社会福祉施設と、流行状況に関する情報共有

—圏域内の流行状況及び感染対策等に関する情報提供を行う。

—患者の集団発生等があった場合、状況把握と共に必要に応じて積極的疫学調査等を行って支援する。

IAP3. 消防機関との患者搬送に関する連携協議

—圏域内の流行状況について、情報提供を行う。

—これまでの当該感染症に関する知見をもとに、患者搬送を支援する。

IAP4. 地域内企業における意識啓発、地域内流行状況に関する情報共有

—これまでの当該感染症に関する知見をもとに、感染対策等に関する情報提供を行う。

ICS6. 保健所内の総務機能

IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの確保

- －当該感染症について主管部局や関係機関と連絡を取るため、ホットラインを一般回線とは区別して維持する。

IAP2. 庁舎管理

- －当該感染症に関する知見を踏まえて、庁舎内の感染対策を実施する。
- －感染対策備品、非常用食品、仮眠用備品等の補充を行う。

IAP3. 所外設置した相談体制に関する維持事務（人員確保、場所・通信ラインの確保）

- －コールセンターの運営に関する庶務を行う。

IAP4. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）

- －職員の健康状態のチェックを行う。
- －特定の職員に過度な負担が発生している場合、他部署からの応援態勢等について所属長と協議を行う。
- －必要に応じ、職員に保健所が確保していた感染対策用品を配布する。

IAP5. 関係記録の作成

- －国、都道府県、圏域内における流行の状況と共に、保健所の対応全般について記録を作成する。

ICS7. 管外関係機関との関係構築

IAP1. 消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

- －必要に応じ、医療機関にドクターへリ等の運用を促す。

IAP2. 地域内及び隣接地域の民間救急車の運用

- －地域内及び隣接地域に感染症対策が可能な民間救急車を必要に応じて運用する。

《小康期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【主な対応目標】

1. 保健所内の指揮命令系統に基づく通常事務への復帰
2. 保健所外(総合)対策本部等との連携による平常時にむけた調整
3. 情報収集（国内での発生状況、ウィルスの特徴等）の遂行
4. 円滑な相談体制の遂行
5. 地域医療機関等との情報共有と連携
6. 地域関係機関等との情報共有と連携
7. 保健所の事業継続
8. 保健所管外の関係機関との連携

ICS1. 保健所内の指揮系統の確認

IAP1. 管内流行の沈静化に応じた対応内容の決定

- －当該感染症の流行状況を踏まえて、縮小または撤退可能な業務を抽出、整理する。
- －圏域内の状況を踏まえて、順次、縮小、整理を行う。

IAP2. 感染症業務の減少及び職員の状況に応じて業務継続計画（BCP）からの業務回復

－当該感染症の流行状況を踏まえて、回復すべき通常業務に優先順位をつける。

－通常業務に復帰可能な職員数に応じて、順次、通常業務を回復する。

IAP3. 管内流行の沈静化に応じて、職員の役割分担の整理

－職員の職能に応じた役割分担を、IAP1. IAP2. を踏まえて、平常時業務に復帰させる。

IAP4. 文書整理や物資補給の専任部門の閉鎖 → ICS6

－ICS6. を踏まえながら、保健所管理部門を閉鎖していく。

IAP5. 主管部局との連携による指揮命令機能の整理

－地域の状況について、本庁主管部局に情報提供しながら、感染症対応状況の整理について協議・対応を行う。

IAP6. 地域対策本部の閉鎖に向けての指揮命令系統の整理

－当該感染症の流行状況について地域対策本部に情報を提供し、閉鎖に向けての条件整理を行う。

ICS2. 保健所外の指揮命令機能（地域対策本部、市町村等）との連携による体制整備

IAP1. 県の行動計画に基づき地域対策本部における役割の終了

－県の行動計画を踏まえて、地域対策本部を閉鎖する。

IAP2. 地域医療関係者（都市医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等）との情報共有・連携

－当該感染症の流行状況について、地域医療関係者に情報を提供し、地域医療の通常体制への移行を支援する。

IAP3. 市町村及び市町村教育委員会に対する地域の発生に関する情報提供

－当該感染症の発生状況について、市町村及び市町村教育委員会に情報を提供し、第二波に向けた学校サーベイランスの体制を構築する。

IAP4. 地域住民への情報（海外における感染症の発生状況、国内の発生状況、地域の発生状況、症状、ウィルスの性質、感染対策等）発信（市町村との連携を含む）

－保健所の広報を利用して、当該感染症に関する発生の状況、第二波への注意について周知を行う。

－市町村の広報を利用して、当該感染症の第二波に関する注意喚起や感染対策の啓発を行う。

ICS3. 保健所による直接対応

IAP1. 帰国者・接触者相談センターの閉鎖

－帰国者・接触者相談センターを閉鎖する。

IAP2. 一般相談体制の閉鎖

－当該感染症の発生及び一般相談の状況を踏まえて、コールセンターを縮小または閉鎖する。

－コールセンターを閉鎖した場合の一般相談窓口を保健所内に設置する。

IAP3. 第二波に備えた地域医療機関とのサーベイランス体制の構築、情報収集

－当該感染症の発生状況を踏まえて、第二波に備えて定点サーベイランスを中止する体制を構築する。

ICS4. 地域医療機関との連携体制確保

IAP1. 医療機関及び関連機関と、地域医療会議における現状の確認

－地域医療会議を開催し、当該感染症の流行の経過について共通認識を持つと共に、第二波への備えについて共有する。

IAP2. 帰国者・接触者外来の閉鎖

－帰国者・接触者外来を閉鎖する。

IAP3. 第二波を踏まえた救急体制の確認

- －第二波があることを前提にして、圏域内の感染症指定病院、入院協力病院と感染症流行情報の共有を図る。

IAP4. 第二波を踏まえた救命救急センターとの連絡体制確認、消防との情報共有

- －第二波があることを前提にして、救急救命センターや消防と感染症流行情報の共有を図る。

IAP7. 第二波を踏まえたワクチンの確保

- －第二波があることを想定して、医薬品流通事業者に一定量のワクチンを隨時確保できるように調整を行う。

ICS5. 地域関係機関との連携確保

IAP1. 教育機関、市町村教育委員会と、発生状況に関する情報共有

- －圏域内の流行状況及び感染対策等に関する情報提供を行うと共に、第二波への注意喚起を行う。
- －第二波があることを想定して、教育機関におけるサーベイランスを継続する。

IAP2. 社会福祉施設と、発生状況に関する情報共有

- －圏域内の流行状況及び感染対策等に関する情報提供を行うと共に、第二波への注意喚起を行う。
- －第二波があることを想定して、施設利用者の健康チェックを継続するよう依頼する。

ICS6. 保健所内の総務機能

IAP1. 外部主要機関と担当部局の通信ホットラインの閉鎖

- －流行の状況に応じ、通信ホットラインを閉鎖し、平常時番号に戻すことを周知する。

IAP2. 庁舎管理

- －当該感染症に関する知見を踏まえて、庁舎内の感染対策を整理し実施する体制を整備する。
- －感染対策備品、非常用食品、仮眠用備品等の平常時配備を検討する。

IAP3. 職員の勤怠確認、労働安全衛生の確保（安全確保、健康管理）

- －負担が大きかった職員について、メンタル面を含めた健康状態のチェックを行う。

IAP4. 関係記録の整理

- －流行の終了時まで、記録を継続し、時系列あるいは体系別に整理を行う。

ICS7. 管外関係機関との関係構築

IAP1. 第二波を踏まえ、消防機関と協議し、ドクターへリ等の運用について確認

- －第二波があることを想定して、感染症におけるドクターへリ等の具体的な運用について、消防部局と確認を行う。

《参考資料 5》大規模感染症における保健所支援重点対策ソフト

《参考資料 6》感染症分野（感染症）の健康危機管理体制に関する評価指標と評価基準

《参考資料 7》感染症分野（結核）の健康危機管理体制に関する評価指標と評価基準

《参考資料1》 非常時優先業務一覧表（福島県県南保健所）

非常時優先業務一覧表

部局名	保健福祉部		所属名等	県南保健福祉事務所		課/室名等				通し番号
通常時職員数 A	52人	—	欠勤者想定数 B $B=A \times 0.4$ (四捨五入)	21人	—	対策本部、地方対策本部事務局職員数 C	2人	—	非常時想定職員数 D $D=B-C$	29人
業務名						観点1	観点2			必要人員数 (人/日)
						新型インフルエンザ対策に係る業務 (該当○)	生命や安全の確保	不利益不公平	財産保全	合計指數
【医療薬事課】										
(医事薬事T)										
インフルエンザ関係医薬品流通状況調査に関すること	○									A 0.5
新型インフルエンザ予防接種に関する事項(新型インフルエンザワクチンを含む)	○									A 2
健康危機管理に関する事項	○									A 0.5
災害時救急医療に関する事項		5	4	1	10					A 0.1
医療安全に関する事項		4	3	1	8					A 0.3
医療相談に関する事項		3	3	1	7					A 0.1
大気汚染の健康被害に関する事項		4	3	1	8					A 0.1
災害時医薬品等の備蓄供給に関する事項		4	3	1	8					A 0.1
小児救急医療整備支援に関する事項		3	2	1	6					B
薬物相談に関する事項		2	2	1	5					B
医療法の施行に関する事項		1	2	1	4					B
医療関連法令に関する事項		1	2	1	4					B
薬事法、薬剤師法の施行に関する事項		2	2	1	5					B
医薬品製造業(製造販売業)の許可等及び品質管理等に関する事項		2	2	1	5					B
毒物及び劇物取締法の施行に関する事項		2	2	1	5					B
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に関する事項		2	2	1	5					B
麻薬四法に関する事項		2	2	1	5					B
麻薬等免許事務に関する事項		1	2	1	4					B
医療従事者等の免許事務に関する事項		1	3	3	7					B
献血及び安全な血液製剤の安定供給の確保に関する事項		3	1	1	5					B
老人診療報酬に係る施設基準に関する事項		1	2	1	4					C
医療監視及び医療機関の指導に関する事項		1	2	1	4					C
医療安全ネットワーク確保事業に関する事項		1	1	1	3					C
移植医療に関する事項		3	1	1	5					C
救急医療対策協議会に関する事項		1	1	1	3					C
メディカルコントロール対策協議会に関する事項		1	1	1	3					C
薬局、店舗販売業の許可等及び薬事監視に関する事項		1	1	1	3					C
毒物劇物製造業・販売業の登録等及び毒物劇物監視に関する事項		2	1	1	4					C
骨髄バンク登録に関する事項		3	1	1	5					C
薬物乱用防止啓発(乱用防止教室)事業に関する事項		1	1	1	3					C
薬物乱用防止指導員協議会指導育成に関する事項		1	1	1	3					C
スクールキャラバンカーに関する事項		1	1	1	3					C
医薬分業の適正推進に関する事項		1	1	1	3					C
(感染症T)										
新型インフルエンザ連絡調整に関する事項	○									A 1
新型インフルエンザ相談窓口に関する事項	○									A 2
新型インフルエンザクラスター・サーベランスに関する事項	○									A 1
新型インフルエンザ積極的疫学調査に関する事項	○									A 6
新型インフルエンザ検体搬送に関する事項	○									A 2

新型インフルエンザ患者発生調査に関すること	O					A	1
感染症診査協議会に関すること		3	3	1	7	A	0.2
結核患者の登録管理に関すること		3	3	1	7	A	0.3
結核患者の療養支援(相談・訪問指導)に関すること		4	2	1	7	A	0.3
感染症及び防疫に関すること		4	3	1	8	A	0.1
感染症発生動向調査に関すること		4	2	1	7	A	0.2
結核定期外健康診断の保健カード発行に関すること		3	3	1	7	A	0.1
結核定期健康診断に関すること		2	1	1	4	B	
結核患者の医療費公費負担に関すること		1	3	2	6	B	
肝炎治療特別促進事業に関すること		3	3	1	7	B	
学校における結核健診に関すること		2	1	1	4	C	
保健事業費負担金、補助金に関すること		1	1	1	3	C	
エイズ予防対策事業に関すること		2	1	1	4	C	
モデル診査会に関すること		2	1	1	4	C	
結核対策特別促進事業に関すること		1	1	1	3	C	
結核対策ワーキンググループ会議に関すること		1	1	1	3	C	
結核指定医療機関の指導及び調査に関すること		1	1	1	3	C	
予防接種普及事業に関すること		2	1	1	4	C	
ハンセン病啓発普及事業に関すること		1	1	1	3	C	
【衛生推進課】							
(環境衛生T)							
水道施設BCP支援に関すること	O					A	0.5
墓地埋葬等に関する法律に関すること	O					A	0.2
災害発生時の環境衛生確保に関すること		5	3	2	10	A	0.2
上水道・簡易水道に関すること		4	3	2	9	A	0.2
専用水道に関すること		4	3	2	9	A	0.2
福島県給水施設等条例に関すること		4	3	2	9	A	0.2
飲用井戸衛生対策に関すること		4	3	2	9	A	0.5
ねずみ・衛生害虫に関すること		3	3	1	7	A	0.1
興行場法、公衆浴場法、旅館業法の許可に関すること		2	4	2	8	A	0.3
理容師法、美容師法、クリーニング業法の確認に関すること		2	4	2	8	A	0.2
興行場法に関すること		1	2	1	4	B	
理容師法に関すること		1	2	1	4	B	
美容師法に関すること		1	2	1	4	B	
公衆浴場法に関すること		3	3	1	7	B	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること		1	2	1	4	B	
旅館業法に関すること		1	2	2	5	B	
クリーニング業法に関すること		1	2	2	5	B	
温泉法に関すること		1	2	2	5	B	
遊泳用プールの衛生確保に関すること		1	2	2	5	B	
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること		1	2	2	5	B	

住居衛生（シックハウス）に関すること		2	2	2	6		B	
関係団体の育成指導に関すること		1	1	2	4		C	
環境衛生統計に関すること		1	1	1	3		C	
生活衛生の適正化に関する法律に関すること		1	1	1	3		O	
水道施設整備補助事業に関すること		1	1	1	3		C	
観光地対策に関すること		1	1	1	3		C	
(食品衛生)								
動物由来感染症に関すること	O						A	1
災害発生時の食品衛生確保に関すること		4	2	2	8		A	2
食中毒対策に関すること		4	2	2	8		A	1
狂犬病予防法及び犬による危害の防止に関する条例に関すること		4	1	1	6		A	1
捕獲犬等の引き取りに関すること		1	3	4	8		A	0.5
卸売市場の監視指導に関すること		3	2	2	7		A	0.5
放置犬等の捕獲車及び畜犬指導車の運行管理に関すること		1	2	3	6		A	0.5

動物関係統計に関すること		1	1	1	3		C	
動物再飼養支援に関すること		1	2	1	4		C	
動物愛護ボランティアの育成及び活動に関すること		1	2	1	4		C	
食品の収去検査に関すること		2	1	2	5		C	
食の安全体験学習に関すること		1	1	1	3		C	
食品衛生統計に関すること		1	1	1	3		C	
食品の安全対策に関すること		2	1	2	5		C	
小学生の食の安全教室に関すること		1	1	2	4		C	
食品表示早分かり講座に関すること		1	1	1	3		C	
化製場等に関すること		1	1	1	3		C	
獣医師派遣事業に関すること		1	1	1	3		C	
飼い犬のしつけ方教室に関すること		1	1	1	3		C	
犬とねこの譲渡に関すること		1	1	1	3		C	